平成２５年（フ）第２２号
高知県高岡郡四万十町大向124番地
債務者　武吉　　朗
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第６号
大分県竹田市直入町大字長湯7443番地３
債務者　久保　孝暢
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第１５号
大分県竹田市大字君ケ園1851番地１
債務者　阿南　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第１１１号
青森市松原３丁目18番12号　ラフォーレ松原Ⅰ201号
債務者　工藤　善司
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
青森市松原３丁目18番12号　ラフォーレ松原Ⅰ201号
債務者　工藤　　優
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
青森県むつ市上川町３番56号
債務者　橋本亜希子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
石川県小松市長田町ル９番地１
債務者　タステムこと　達　　信行
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第５５号
石川県加賀市山代温泉神明町39番地１　サンライズ（三栄ビル）202号
債務者　木村　静子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第３４号
長野県駒ケ根市東伊那2065番地２
債務者　竹内理恵子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２８８号
神戸市西区水谷１丁目１番19号、前住所神戸市西区美賀多台８丁目２番地の17
債務者　安藤　京子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
兵庫県洲本市桑間533番地３　プロスパービラ602号
債務者　内藤かをり
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
広島県福山市柳津町２丁目10番10号
債務者　小林　里美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１１４号
広島県福山市山手町６丁目16番２号
債務者　川崎　晴男
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１号
高知県宿毛市大島３番16―３号
債務者　山岡　千尋
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第２２号
高知県宿毛市高砂22番17号
債務者　千谷　建蔵
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第２３号
高知県宿毛市高砂22番17号
債務者　千谷　陽子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第２４号
高知県四万十市中村東町２丁目９番11号　コーポ後川203号
債務者　堀　　健也
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第４３３号
熊本市北区八景水谷４丁目５番47号　202、前住所熊本市北区八景水谷４丁目５番47号　101
債務者　井口　秀雄
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係